

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。11番渡邊美喜子でございます。

一般質問させていただきます。

その前に先日25日実施されました子ども議会において、子ども達から町への熱い思いが伝わり感動いたしました。

また、再質問は的を射た鋭い質問で、私自身大変に勉強になりました。

子供たちに負けないように、一般質問をさせていただきます。

多度津町の仮設サッカー場の環境整備についてであります。

これは、多度津山サッカー場の代替地として堀江5丁目10番地1、2でございます。

平成28年9月定例会におきまして、多度津山サッカー場の芝生化について一般質問があり、答弁は町長より「今のところ半面だけ、消防庁舎に面している側ですが、スポーツ振興を目的で芝生化の検討を進めております。また、災害発生時に町民の避難場所になる可能性もありますので、照明機を設置することも考えております。」、また、総務課長からは「多度津町で町内外の方々が芝生の上でさまざまなスポーツを楽しむことができるように、スポーツを通して学校教育と社会教育の連携が図れる場所として、必要性にも鑑み、多度津山グラウンドの芝生化についての方針を決定してまいります。今後積極的に考えております。」との前向きな答弁がありました。

芝生化は長年の要望であり、多くの子供たちや保護者、関係者の皆さんにはこの朗報に喜んだことと察します。

しかしその後、多度津山サッカー場は企業誘致が決まり、多度津山サッカー場から代替地として多度津町仮設サッカー場に決定いたしました。

県の土地でもあります。

県の方から環境整備についてお聞きしますと、規制はありません、自由ですと言われました。

環境整備の一つであるグラウンドの芝生化についてですが、高松市のほとんどの小学校が芝生化され、涼しい、転んでも痛くない、砂ぼこりがしないなど、子供たちに運動能力などの多くの効果をもたらしています。

また、丸亀市郡家小学校におきましては、平成23年に約6,000㎡のうち5,000㎡程度芝生化し、夜間照明も設置され、地域のスポーツ団体にも開放している状況であり、他の小学校も今後グラウンドの芝生化を進めていく計画であります。

このように、芝生化は近年通常となっております。

そこで、質問に入ります。

1といたしまして、県の土地である多度津町仮設サッカー場を借りるこの経

緯や、借りる場合の条件、契約内容について伺います。

お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員ご質問の「多度津町仮設サッカー場の環境整備について」の「県の土地である多度津町仮設サッカー場を借りることの経緯や借りる場合の条件、契約内容について」の答弁をさせていただきます。

多度津山開発地に企業を誘致した経緯につきましては、委員会等で説明をさせていただきますので、議員もご承知のことと存じます。

その企業誘致を進める中で、現サッカー場の代替サッカー場をどこに設置するかを、町有地はもとより県有地並びに民間所有地も含め検討しております。

しかしながら、大人用サッカーフィールドは、長さ105m、幅68mが標準寸法とされており、フィールドだけでも7,140㎡の広さが必要になることから、町所有の公共用地ではフィールドが確保できる用地はなく、また民間所有地におきましても、その規模の未利用地はありませんでした。

代替地の検討をする中で、過去にもサッカー場の設置を協議した経緯のある中讃流域下水道金倉川浄化センター敷地の一部において、再度、県下水道課と協議を行ったところ、施設建設用地ではあるが、現在のところ施設を建設していない用地について、公共の用に供するものであることから、附帯工事の協議は今後も継続して行うこととしながら、サッカー場1面及び駐車場の用地使用については協議が整いました。

このことから、平成29年5月18日付で県に対し「行政財産使用許可申請書」並びに「行政財産使用料減免申請書」を提出し、6月12日付で「行政財産使用許可証」により許可がおりております。

以上、経緯についての答弁とさせていただきます、条件及び契約内容につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

政策企画課長（河田 数明）

引き続きまして、条件及び契約内容につきまして答弁をさせていただきます。

まず、契約内容でございますが、契約ではなく許可となっておりますので、許可の内容の説明をさせていただきます。

使用許可条件の所在として、仲多度郡多度津町堀江5丁目10番地1及び2。

種類、構造及び数量として、下水道処理用地雑種地 1万6,020㎡。

使用目的として、サッカー場。

使用期間として、平成29年6月15日から平成30年3月31日までとなっております。

これは、1年毎に許可の更新をすることになっております。

なお、使用料は免除となっております。

次に、使用許可条件についてでございますが、使用条件は14項目ございます。

主なものとしたしましては、「公用または公共用に供する必要が生じたとき、使用許可の条件に違反したとき及び使用許可期間中に使用を中止したときは、使用許可の取り消し等を行うことができ、町は異議なく使用物件を返還すること。」、次に「使用許可物件を使用することができる権利を第三者に譲渡し、継承し、転貸し、または担保に供することはできないこと。」、次に「使用許可物件について修繕、模様替え及び使用する用途もしくは使用計画を変更しようとするときは事前に許可を受けなければならないこと。」、次に「町がその責めに帰すべき事由により使用許可物件を滅失もしくは毀損したとき、または使用許可条件に違反したため県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。」、次に「下水道事業用地の隣接する面の東側及び南側に地面からの高さ5m以上、北側に地面からの高さ3m以上の防護柵を設置し、下水道終末処理場施設の保護に努めなければならないこと。」でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今回、仮設サッカー場の環境整備についての一般質問をなぜ取り上げたかと申しますと、多くの町民の皆さんから、多度津山サッカー場の芝生、照明機の設置を議会報で知ったが、月日がたっていないのに企業誘致が決まり、どうなっているのか、またサッカー場はどうなるのかなど聞かれることがあり、正確に町民の皆さんに知っていただくことが重要ではないかと思い、今回に至りました。

ただいまのご答弁によりまして、県の土地である仮設サッカー場を借りることの経緯や許可についてよく理解ができました。

次の質問に入ります。

仮設サッカー場の環境整備費は、総額の予算を伺います。

総務課長（矢野 修司）

失礼いたします。

ただいまの渡邊議員のご質問「仮設サッカー場の環境整備費の予算額について」お答えをいたします。

仮設サッカー場の予算といたしましては、本年6月補正予算において、設計委託料264万1,000円及び造成工事費7,000万円を計上いたしました。

また、8月10日の臨時議会において、その当該工事請負契約の締結に関する議

決をいただいたところでございますが、この工事の内容として、造成工事だけではなく、サッカーゴールやフェンスの設置、給水設備、排水対策などにつきましても含まれておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

予算は7,000万円ということでございます。

次の質問に入らせていただきます。

地域スポーツ施設整備助成制度についてお伺いいたします。

この制度を利用するのか、また他に補助制度があるのかをあわせてお伺いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまご質問の「地域スポーツ施設整備助成制度について」お答えをいたします。

地域スポーツ施設整備助成制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が実施しておりますスポーツ振興くじ（toto）を財源とした助成金で、地域におけるスポーツ施設の整備や活動の促進等を目的とするものでございます。

なお、助成につきましては条件がございまして、助成対象者が原則として土地の所有者または長期賃貸契約、この長期というのは10年以上でございますが、そういった契約を締結している者となっております。

よって、今回の仮設サッカー場につきましては、県から借用する土地は長期賃貸契約が締結できない土地であるため、助成制度の対象とはなっておりません。

また、他の助成制度につきましても、現在のところ利用できるものがないため、補助制度は利用せずに整備することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

補助制度についてでございますが、私なりに地域スポーツ施設補助制度について調べました。

この制度は、地域におけるスポーツ環境の整備の充実などスポーツの普及、振興を図るため助成事業を行うことが目的であるということでもあります。

総合型地域スポーツクラブ助成部署にも問い合わせも行いました。

その中でほとんどの部分、条件等を照らし合わせた結果なんですけども、1カ所を除いては大体可能であると思うわけでございますが、それが先ほど課長のほうから言われました長期契約、10年以上締結してるということが大きなネックになっているとは私自身思っております。

そこで、助成額なんですけども、上限6,000万円、5分の4ということで多くの自治体がこの制度をも利用しております。

そこで、再質問させていただきます。

この土地が県の土地であり、仮設サッカー場では地域スポーツ補助制度は永久的には使用できないのかどうかお伺いします。

政策企画課長（河田 数明）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただいた中に、許可条件として現在の仮設サッカー場を設置する箇所につきましては施設用地でございます。

したがって、先ほど言いましたように公共用に施設をつくる場合は適用しなければなりませんし、契約のほうも1年更新となっておりますので、今後そういう助成金を使う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでしたら、地域スポーツ補助制度を使用できるには、仮設サッカー場の代替地を他の代替地ということで、その見通し等は今後どのようになっているのでしょうか。

検討していくということなのでしょうか、質問いたします。

政策企画課長（河田 数明）

答弁をさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、私どもも今現在企業誘致におきまして仮設サッカー場をつくることとしておりますが、今後いつというのはわかりませんが、将来的には本設のサッカー場を建設するのは検討しております。

しかしながら、今の現時点では庁舎建てかえ等の費用もありますし、いろいろな事業を抱えております。

そういう財政状況を見ながら、また土地を確保することも考えながら今後進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁でしたら、5年先か10年先か15年先か20年先かわからないような状況だと思います。

平成28年9月の定例会には、この補助等をいただいて芝生化をする、また照明機をつけるということで、それが今現在企業が誘致するというので、本当に状況がすごく悪くなってきているのかな。

正直言いまして私、この仮設サッカー場にも照明機そして芝生化はできるものだというふうに解釈しておりましたし、チェックの甘さをすごく反省して

おります。

そこで、芝生化、照明機につきましては何らかの形で、ふるさと納税ということもございますので、その部分も含めて考えていただきたいなというふうに思うわけでございますが、その点どのようにお考えなのかお伺いします。

総務課長（矢野 修司）

失礼いたします。ただいまのは再質問ということによろしいですか。

議員（渡邊 美喜子）

再々質問。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの再々質問にお答えをいたします。

先ほどより再三ご説明を申し上げますとおり、議員がおっしゃる要望的な、例えば利用団体から考えれば照明がつく、あるいは芝生化になる、これは最も理想とするところというのは、十分に理解はできます。

しかしながら、今回整備をすることになっております県所有の土地につきましては、先ほど政策企画課長のほうからのご説明を申し上げたとおり、さまざまな諸条件が付されており、町といたしましてもその条件を遵守する中で使わせていただくというのが当然のルールであります。

しかしながら、今後芝生化は難しいということになろうかとは思いますが、さまざまな使用条件に関する部分で協議ができることが中にはあるかと思っておりますので、そういった部分は引き続き県と協議ができるような方向へ持っていかたいというふうに考えております。

ですから、財源があるないにかかわらず、そういった条件の中で整備をする必要があるというところでご理解をいただければというふうに考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

議員（渡邊 美喜子）

県のほうの補助制度につきまして、条件規約が毎年変わってきているというふうに伺っておりますので、そういうことも含めて問い合わせような形にいただければなと思っております。

次の質問をさせていただきます。

多度津町仮設サッカー場にも芝生化、照明機の設置を同様に考えていただけ、申しわけありません、これ今答弁がありましたね。

また、駐車場、トイレなどもあわせて町の考えをお伺いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまのご質問にお答えいたします。

芝生、照明につきましては先ほどお答えをさせていただきましたが、駐車場並びにトイレの分についてお答えをいたします。

駐車場につきましては、今後配置等の詳細を決定いたすところではありますが、今現在70台程度のスペースを確保することといたしております。

また、トイレにつきましては、今現在多度津山サッカー場で使用しております簡易トイレ4基、これを移設いたします。

また、新たに簡易トイレ3基の合計7基の簡易トイレを設置する予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問をさせていただきます。

多度津山のサッカー場で毎年実施していた町の行事は、今後どのような場所で行う予定なのでしょうか、お聞きします。

総務課長（矢野 修司）

今ご質問の「多度津山サッカー場で毎年実施しておりました町の行事の今後の実施場所」について答えをいたします。

当該サッカー場で開催している主な行事といたしましては、元旦に開催しております多度津町子ども会育成連絡協議会主催の「初日の出を見る会」、また4月第1日曜日に開催しております多度津町観光協会主催の「たどつ全国凧あげ大会」がございます。

まず「初日の出を見る会」については、同協議会の運営委員会では開催場所を県立桃陵公園の「出会いの広場」にしてみてもどうかという話が上がっていると聞いております。

また、「たどつ全国凧あげ大会」については、主催する観光協会からは原則「たどつさくらまつり」と同時開催を考えており、もし可能であれば新設される多度津町仮設サッカー場で実施したいとの考えがあると聞いておるところでございます。

いずれにいたしましても、両イベントの開催場所につきましては現時点で確定しているものではなく流動的なものでございますので、今後主催者において関係機関、団体と協議を重ね、決定していくものと思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

わかりました。

次の質問をいたします。

多度津町仮設サッカー場の付近の地域の住民の皆さん、そしてサッカー関係者への周知、報告について伺います。

総務課長（矢野 修司）

ご質問の「地域住民、サッカー関係者への報告、周知」についてお答えをいたします。

当該整備場所は堀江5丁目で、さぬき浜街道より北側の海岸沿いで住宅エリアはございませんが、周知につきましては、建設課のほうより堀江自治会に対しまして8月16日付で「平成29年度多度津町仮設サッカー場造成工事に伴う協力依頼について（お願い）」という文書にて工事のお知らせ並びにお願いをいたしております。

また、サッカー関係者につきましては、「多度津町サッカースポーツ少年団」現在は「ジョイナスたどつ」でございますが、これまで多度津山サッカー場を利用し、また実質的な管理を行っていただいていた経緯によりまして、仮設サッカー場整備につきましても随時当該団体と協議をしながら進めてきているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問をさせていただきます。

仮設サッカー場の利用開始は、いつごろになる予定なのでしょうか、お願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ご質問の「利用開始時期」についてお答えをいたします。

仮設サッカー場につきましては、現在着工している造成工事の竣工が本年12月中旬の予定となっておりますことから、年明けには利用開始ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

多くの答弁ありがとうございました。子供は国の宝、多度津町の宝とよく町長さんはじめおっしゃるわけでございます。

確かに、子供は宝でございます。

子供から大人まで運動のできる、またその場が交流の場を持てる、それにはやはり環境整備も伴います。

また、そういうことが、子ども達の教育、それだけでなく町の活性化にもつながると思います。

今後、何らかの対処の方法を強く求めます。

よろしく願いいたします、要望でございます。

以上です。